

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年11月11日 15時00分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮 ^{あしや} 芦屋第2区 西宮防波堤西灯台から真方位350° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 42.4′ 東経135° 18.5′)
事故の概要	作業船第三芳声丸は、オイルフェンスの展張作業中、同オイルフェンスが推進器に絡まり、主機が停止し、風浪に流されて浅所に乗揚げた。
事故調査の経過	令和元年11月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第三芳声丸、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	260-22391大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼等に曲損、右舷船底部に破口、主機等に濡損（廃船）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m 阪神地方には、令和元年11月10日21時31分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、岸壁に係留して給油作業中の2隻の船舶を囲むオイルフェンスが風浪によって外れて流されたので回収して張り直すこととし、船長がオイルフェンスの位置を調整中に主機を後進としたところ、オイルフェンスが推進器に絡まり主機が停止した。 本船は、船長が投錨して船舶所有者に状況を連絡した後、オイルフェンスと共に風浪に圧流されて付近の浅所に乗り揚げ、機関室の右舷船底に破口が生じて機関室等が浸水した後に沈没し【、翌日、引き上げられて廃船処分となっ】た。
分析	本船は、風が強い状況の中、主機を使用しながらオイルフェンスを張り直そうとした際、漂流するオイルフェンスが本船の推進器に接近したことから、オイルフェンスが推進器に絡まって主機が停止し、風浪に圧流されて浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が、風が強い状況の中、主機を使用しながらオイルフェンスを張り直そうとした際、漂流するオイルフェンスが本船の推進器に接近したため、オイルフェンスが推進器に絡まって主機が停止し、風浪に圧流されて浅所に乗り揚げたものと推定される。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、荒天下で作業を行う必要がある場合、自船の風浪による圧流を十分に考慮して操船を行い、推進器付近に障害物がないことを確認した上で主機を使用すること。また、状況に応じて、乗組員の増員や複数の船舶で作業することが望ましい。
--------------	--